

獣医師免許をお持ちの皆様へ

**令和6年12月31日現在の状況を、
お住まいの都道府県に届け出てください。**

- ◎ **獣医師には、獣医師法第22条に基づく
2年ごとの届出が義務付けられています。**
- ◎ **令和6年度は届出が必要です。**
- ◎ **届出様式に必要事項を記入の上、
令和7年1月1日から1月31日までに、
お住まいの都道府県に提出してください。**



※届出様式や記載方法は農林水産省HP

(下記URL又は右上のQRコード)に掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

オンラインで届出できます!
詳しくはこちら

獣医師 届出

検索



- ◆ 期日までに届出をしなかった場合、免許の取消し又は業務停止を命じられることがあります。
- ◆ 本届出は獣医師の分布、就業状況等を的確に把握したり、獣医療に関する通知等の情報配信等のために利用されます。

※ 結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名や性別が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、登録事項の変更申請が別途必要です。詳細は、農林水産省HP（下記URL等）に掲載しています。
<https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>



**農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課獣医事監視班**